

宮崎県工事検査技術基準【現行】

(品質の検査)

第8 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第3に基づき行うものとする。

ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査員は契約約款第31条第2項に定めるところにより必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(出来ばえの検査)

第9 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視、観察により行うものとする。

(基準の特例)

第10 建築又は設備工事については、この基準によるほか国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書又は建築物解体共通仕様書によるものとする。

(その他)

第11 この基準に定められていないものについては、関係JIS、示方書、管理基準又は指針等に準拠するものとする。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

宮崎県工事検査技術基準【改正】

(品質の検査)

第8 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第3に基づき行うものとする。

ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査員は契約約款第31条第2項に定めるところにより必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(出来ばえの検査)

第9 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視、観察により行うものとする。

(基準の特例)

第10 建築又は設備工事については、この基準によるほか国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書又は建築物解体共通仕様書によるものとする。

(その他)

第11 この基準に定められていないものについては、関係JIS、示方書、管理基準又は指針等に準拠するものとする。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

宮崎県工事検査技術基準【現行】

別表第2 出来形寸法検査基準（1／6）

工 種				検 査 内 容	検査密度 （ 適宜、起終点を追加する ）
共 通 種	共 通 的 工 種	基礎工（栗石、クラッシャーラン） 均しコンクリート		幅、厚さ、延長 基準高	延長 500 m につき 1 箇所以上 ただし、500m未満は 2 箇所
		基礎工（コンクリート）		基準高、幅、高さ、 延長	延長 200mにつき 1 箇所以上 ただし、200m未満は 2 箇所
		基礎工 （既製杭、場所打杭、深礎 工、鋼管井筒）		基準高、根入長、 偏心量、杭径	杭 5 本につき 1 箇所以上
		基礎工 （オープンケーソン、ニューマチックケー ソン）		基準高、ケーソン長、 幅、高さ、壁厚、 偏心量	1 基ごと測定
		矢板工		基準高、変位、 根入長、延長	延長 100m につき 1 箇所以上 ただし、100m未満は 2 箇所
		法 枳 工	延長管理	高さ、法長、間隔 幅、枳延長	枳延長 500 m につき 1 箇所以上 ただし、500m 未満は 2 箇所
			面積管理	厚さ、法長、延長	1000 m ² 以上に 1 箇所以上法面展開 を測定、1000 m ² 未満は 2 箇所
		法 面 工（備考 6）	吹付工 植生工	法長、延長	1000 m ² 以上に 1 箇所以上法面展開を 測定、1000 m ² 未満は 2 箇所
				厚さ	施工面積 1000 m ² につき 1 箇所以上を 測定。ただし、面積 200 m ² 以上 1000 m ² 未満の場合は 2 箇所を測定し、200 m ² 未満は管理データによることので きる。 なお、吹付工は出来形管理孔（備考 （7））により測定し、□100mm 孔 4 角 の平均とする。
		山腹工 （植栽工を除く）	階段の切り付け 又は盛り立て、区 間長、杭間隔、階 段幅		仕上りは目視で判定し、その他は抽 出して実測し、出来形管理図と照合 柵工にあつては抽出して杭間隔の実 測
		石・ブロック積（張）工 プレキャスト擁壁工		基準高、法長、厚 さ、延長、勾配	延長 100m につき 1 箇所以上
		舗装工 （路盤工）		基準高、幅、厚さ、 延長	延長 200m につき 1 箇所以上 ただし、200m未満は 2 箇所
				基準高、厚さ又は標高較差 （3次元モデルによる場合）	1 工事につき 1 断面 （3次元モデルによる場合）

宮崎県工事検査技術基準【改正】

別表第2 出来形寸法検査基準（1／6）

工 種				検 査 内 容	検査密度 （適宜、起終点を追加する）
共 通 種	共 通 的 工 種	基礎工(栗石、クラッシャーラン) 均しコンクリート		幅、厚さ、延長 基準高	延長 500 mにつき 1 箇所以上 ただし、500m未満は 2 箇所
		基礎工(コンクリート)		基準高、幅、高さ、 延長	延長 200mにつき 1 箇所以上 ただし、200m未満は 2 箇所
		基礎工 (既製杭、場所打杭、深礎 工、鋼管井筒)		基準高、根入長、 偏心量、杭径	杭 5 本につき 1 箇所以上
		基礎工 (オーブンケーソン、ニューマチックケー ソン)		基準高、ケーソン長、 幅、高さ、壁厚、 偏心量	1 基ごと測定
		矢板工		基準高、変位、 根入長、延長	延長 100mにつき 1 箇所以上 ただし、100m未満は 2 箇所
		法 枳 工	延長管理	高さ、法長、間隔 幅、枳延長	枳延長 500 mにつき 1 箇所以上 ただし、500m 未満は 2 箇所
			面積管理	厚さ、法長、延長	1000 m ² 以上に 1 箇所以上法面展開 を測定、1000 m ² 未満は 2 箇所
		法 面 工 (備考 (7))	吹付工 植生工	法長、延長	1000 m ² 以上に 1 箇所以上法面展開を 測定、1000 m ² 未満は 2 箇所
				厚さ	施工面積1000 m ² につき 1 箇所以上を 測定。ただし、面積 200 m ² 以上 1000 m ² 未満の場合は 2 箇所を測定し、200 m ² 未満は管理データによることので きる。 なお、吹付工は出来形管理孔（備考 (7)）により測定し、□100mm 孔 4 角 の平均とする。
		山腹工 (植栽工を除く)		階段の切り付け 又は盛り立て、区 間長、杭間隔、階 段幅	仕上りは目視で判定し、その他は抽 出して実測し、出来形管理図と照合 柵工にあっては抽出して杭間隔の実 測
		石・ブロック積(張)工 プレキャスト擁壁工		基準高、法長、厚 さ、延長、勾配	延長 100mにつき 1 箇所以上
		舗装工 (路盤工)		基準高、幅、厚さ、 延長	延長 200mにつき 1 箇所以上 ただし、200m未満は 2 箇所
				基準高、厚さ又は標高較差 (3次元モデルによる場合)	1 工事につき 1 断面 (3次元モデルによる場合)

宮崎県工事検査技術基準【現行】

別表第2 出来形寸法検査基準（6／6）

工種		検査内容	検査密度 （適宜、起終点を追加する）
ため池	堤体工	基準高、堤幅、法長、施工延長	線的なものは約 20mにつき 1 箇所測定ただし、20m未満は 2 箇所
	洪水吐	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長、施工延長	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長 1 スパンにつき 1 箇所の割合で測定（1 スパン 9m とした）箇所的なものは、適宜構造図の寸法表示箇所測定
	樋管工	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、施工延長	基準高、幅、厚さ、高さ、中心のズレについては施工延長 10mにつき 1 箇所の割合で測定。ジョイント間隔については、1 本毎に測定。箇所的なものは適宜構造図の寸法表示箇所を測定
その他	その他構造物	工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜測定

備考

- (1) 検査は実地において行うことを原則とするが、特別な理由により実地において検査できない場合は、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書、3次元モデル、又はウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信により検査することができる。
なお、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信により検査を実施する場合は、「建設現場における遠隔臨場の試行要領（令和3年3月26日宮崎県環境森林部、令和3年3月26日宮崎県農政水産部、令和3年3月25日宮崎県国土整備部）」第6条（遠隔臨場による段階確認等の実施）に準じて行うものとする。
- (2) 検査箇所は、原則、検査員の指示による。
- (3) 現場の施工状況、工事規模から必要に応じて、検査項目の追加及び省略することができる。
- (4) 施工延長とは、施工延べ延長をいう。
- (5) 「工事検査技術基準」に定められた検査密度以上を原則とし、かつ偏りのないよう検査箇所を選定する。「工事検査技術基準」に記載されていない工種の検査頻度は、工事内容及び検査項目等を考慮し選定するが、おおむね出来形管理基準の管理頻度の20％程度実施するものとする。
- (6) ICT活用工事の実地検査は『3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領(案)』（令和3年3月国土交通省）「6－2 出来形計測に係わる実地検査」による。
- (7) 吹付工の「厚さ」の出来形管理孔並びに舗装工（表層）の出来形管理用コアーは、検査時の計測で使用することから、出来形管理測定箇所の選定に際しては受発注者間で十分協議し、測定箇所を施工計画書に明記するものとする。
また、吹付工における出来形管理孔の埋戻しは、原則として検査完了後に行うものとする。

宮崎県工事検査技術基準【改正】

別表第2 出来形寸法検査基準（6／6）

工種		検査内容	検査密度 （適宜、起終点を追加する）
ため池	堤体工	基準高、堤幅、法長、施工延長	線的なものは約 20mにつき 1 箇所測定ただし、20m未満は 2 箇所
	洪水吐	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長、施工延長	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長 1 スパンにつき 1 箇所の割合で測定（1 スパン 9m とした）箇所的なものは、適宜構造図の寸法表示箇所測定
	樋管工	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、施工延長	基準高、幅、厚さ、高さ、中心のズレについては施工延長 10mにつき 1 箇所の割合で測定。ジョイント間隔については、1 本毎に測定。箇所的なものは適宜構造図の寸法表示箇所を測定
その他	その他構造物	工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜測定

備考

- (1) 検査は実地において行うことを原則とするが、特別な理由により実地において検査できない場合は、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書、3次元モデル、又はウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信により検査することができる。
なお、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信により検査を実施する場合は、「建設現場における遠隔臨場の試行要領（令和3年3月26日宮崎県環境森林部、令和3年3月26日宮崎県農政水産部）」第6条（遠隔臨場による段階確認等の実施）、「建設現場における遠隔臨場の実施要領（令和5年1月27日宮崎県県土整備部技術企画課）」第6（遠隔臨場による段階確認等の実施）及び「営繕工事における遠隔臨場の実施要領（令和5年11月1日宮崎県県土整備部）」第6条（遠隔臨場による段階確認等の実施）に準じて行うものとする。
- (2) 検査箇所は、原則、検査員の指示による。
- (3) 現場の施工状況、工事規模から必要に応じて、検査項目の追加及び省略ができる。
- (4) 施工延長とは、施工延べ延長をいう。
- (5) 「工事検査技術基準」に定められた検査密度以上を原則とし、かつ偏りのないよう検査箇所を選定する。「工事検査技術基準」に記載されていない工種の検査頻度は、工事内容及び検査項目等を考慮し選定するが、おおむね出来形管理基準の管理頻度の20％程度実施するものとする。
- (6) ICT活用工事の実地検査は『3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領(案)』（令和5年3月国土交通省）「6－2 出来形計測に係わる実地検査」による。
- (7) 吹付工の「厚さ」の出来形管理孔並びに舗装工（表層）の出来形管理用コアーは、検査時の計測で使用することから、出来形管理測定箇所の選定に際しては受発注者間で十分協議し、測定箇所を施工計画書に明記するものとする。
また、吹付工における出来形管理孔の埋戻しは、原則として検査完了後に行うものとする。